

職務質問技能指導員等運用要領の制定について

(平成11年3月31日岩地域発第261号生活安全部長)

一般通達

各 部 長
各 所 属 長

地域警察官の職務質問活動強化要綱において定める職務質問技能指導員及び職務質問準技能指導員の運用について、別添のとおり「職務質問技能指導員等運用要領」を制定したので、その趣旨を十分に理解し効果的な運用に努められたい。

別添

職務質問技能指導員等運用要領

(目的)

第1 この要領は、地域警察官の職務質問活動強化要綱において定める職務質問技能指導員等の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(職務質問技能指導員の指定)

第2 生活安全部長は、地域部門に勤務する警察官であって次に掲げる要件を満たしている者のうちから、職務質問技能指導員を指定することができる。

- (1) 警部補又は巡査部長の階級にあること。
- (2) 職質活動に関する知識及び技能が優秀で職質による犯罪検挙活動を意欲的に推進していること。

2 職務質問技能指導員の指定にあたっては、関係署長等の意見を聞くものとする。

3 職務質問技能指導員の指定は、職務質問技能指導員指定書(様式第1号)を交付して行う。

4 職務質問技能指導員の指定期間は1年とする。ただし、再指定を妨げない。

(職務質問技能指導員の任務)

第3 職務質問技能指導員は、地域警察官の職質に関して次に掲げる教養を行う。

- (1) 所属部署の地域警察官に対して行う個別教養及び集合教養
- (2) 限定した期間内において、派遣先の警察署等の地域警察官に対して行う個別教養及び集合教養
- (3) 学校教養及び生活安全部地域課において主催する研修会等における集合教養
- (4) 教養資料の作成
- (5) 県下地域警察官職務質問競技会における審査
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本部地域課長が地域警察官の職質技能の向上のため必要と認めた教養

(職務質問(準)技能指導員名簿)

第4 本部地域課長は、職務質問技能指導員が任命されたときは、職務質問(準)技能指導員名簿(様式第2号)を作成するとともに、その周知を図るものとする。

(職務質問技能指導員の派遣)

第5 警察署長は、職務質問技能指導員の派遣を求めようとするときは、職務質問技能指導員派遣要請書(様式第3号)により本部地域課長に派遣を要請するものとする。

2 本部地域課長は、職務質問技能指導員の派遣を要請されたときは、派遣する職務質問技能指導員を選定し、職務質問技能指導員派遣依頼書(様式第4号)によりその所属する警察署等の長に派遣を依頼するものとする。

3 職務質問技能指導員の派遣を受けた警察署長は、職務質問技能指導員による教養内容を、書面により本部地域課長を経て生活安全部長に報告するものとする。

(職務質問技能指導員の指定の解除)

第6 生活安全部長は、職務質問技能指導員が第2に掲げる要件を欠いたときは、指定を解除するものとし、職務質問技能指導員指定解除通知書(様式第5号)により、当該職

務質問技能指導員に通知するものとする。

(職務質問準技能指導員の指定)

第7 警察署長は、所属の地域警察官であって次に掲げる要件を満たしている者のうちから、職務質問準技能指導員を指定することができる。

- (1) 警部補又は巡査部長の階級にあること。
- (2) 職質活動に関する知識及び技能が優良で職質による犯罪検挙活動を意欲的に推進していること。

2 警察署長は、職務質問準技能指導員を指定しようとするときは、職務質問準技能指導員候補者(様式第6号)により報告し、生活安全部長の承認を受けなければならない。

3 職務質問準技能指導員の指定は、職務質問準技能指導員指定書(様式第7号)を交付して行う。

4 職務質問準技能指導員の指定期間は1年とする。ただし、再指定を妨げない。

(職務質問準技能指導員の任務)

第8 職務質問準技能指導員は、地域警察官の職質活動に関して、所属する警察署の地域警察官に対して次に掲げる教養を行う。

- (1) 地域警察勤務における同行指導、同乗指導等の個別教養
- (2) 集合教養
- (3) 教養資料の作成
- (4) 警察署で行う地域警察官職務質問競技会における審査
- (5) 前4号に掲げるもののほか、警察署長が地域警察官の職質技能の向上のため必要と認められた教養

(職務質問準技能指導員の指定の解除)

第9 警察署長は、職務質問準技能指導員が第6に掲げる要件を欠いたときは、指定を解除するものとし、職務質問準技能指導員指定解除通知書(様式第8号)により、当該職務質問準技能指導員に通知するものとする。

2 警察署長は、職務質問準技能指導員の指定を解除しようとするときには、生活安全部長の承認を受けなければならない。

(本部地域課長及び警察署長の配意事項)

第10 本部地域課長及び警察署長は、職務質問技能指導員等の運用が効果的に推進されるよう次の点に留意の上、その趣旨が生かされるよう適正な運用に努めなければならない。

- (1) 警察庁広域技能指導官又は岩手県警察技能指導官による職務質問技能指導員等に対する教養、職務質問技能指導員等による検討会の開催など、職務質問技能指導員等の指導能力の向上に努めるとともに、その士気を高揚するための施策に配意すること。
- (2) 職務質問技能指導員等に対する評価については、通常地域警察活動の勤務評価に加え、職務質問技能指導員等として行った指導教養についても適正に評価し、適宜適切な賞揚に努めること。
- (3) 職務質問技能指導員等の指導状況及び指導効果について定期的に調査、検証を行うこと。
- (4) 職務質問技能指導員等が所属の地域警察官全員に対し指導教養を行うことができるように配意すること。

(事務の処理)

第11 職務質問技能指導員等に関する事務は、生活安全部地域課において行う。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

職務質問技能指導員指定書

所 属
階 級
氏 名

職務質問技能指導員に指定する

年 月 日

岩手県警察本部

生活安全部長

印

職務質問（準）技能指導員名簿

任 命 年 月 日	年 月 日		
氏 名		生年月日	年 月 日生
所 属		階 級	
職 名		採用年月日	年 月 日
経歴等の概要			
任 命 理 由			
表彰受賞関係			
任 命 後 の 活 用 状 況			

様式第3号

発第 号
年 月 日

地域課長 殿

警察署長

職務質問技能指導員派遣要請書

派遣要請場所	
派遣要請期間	年 月 日 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで
派遣要請の概要	

警察署長 殿

地 域 課 長

職 務 質 問 技 能 指 導 員 派 遣 依 頼 書

依 頼 の 技 能 指 導 員	所 属	
	階 級	
	氏 名	
派 遣 依 頼 場 所		
派 遣 依 頼 期 間		年 月 日 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで
派 遣 依 頼 の 概 要		

職務質問技能指導員指定解除通知書

所 属
階 級
氏 名

職務質問技能指導員の指定を解除する

年 月 日

岩手県警察本部

生活安全部長

印

様式第 6 号

発第 号 年 月 日						
生活安全部長 殿 (地域課長経由)						
警察署長						
職務質問(準)技能指導員候補者(報告)						
勤務所		階級		氏名		生年月日
拝命年月日	年 月 日			現階級年月日	年 月 日	
職務質問活動指導者としての実務経験年数						
職務質問等による犯罪検挙状況						
犯罪検挙関係の表彰受賞状況						
候補者とした理由						
審査結果						
指定の可否						

職務質問準技能指導員指定書

所 属
階 級
氏 名

職務質問準技能指導員に指定する

年 月 日

警察署長

印

職務質問準技能指導員指定解除通知書

所 属
階 級
氏 名

職務質問準技能指導員の指定を解除する

年 月 日

警察署長

印